

## 平成二十四年政令第五十四号

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令

内閣は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第三条第二項、第九条第一項第三号、第十三条第三項及び第四項、第十一条第二項並びに第二十三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第五条第十一項、第六条第一項、第四項及び第九項並びに第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

### （設置管理基本計画）

**第一条** 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の設置管理基本計画には、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）並びに同項に規定する両空港航空保安施設（以下「」の条において「両空港航空保安施設」という。）に関し、空港（当該空港に係る両空港航空保安施設を含む。）ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 滑走路の数、方向、長さ、幅及び強度並びに着陸帯の幅

二 空港敷地の面積及び形状

三 両空港航空保安施設の種類

四 運用時間

五 その他必要な基本的事項

**第二条** 法第九条第一項第三号の両空港の機能を確保するためには、必要な政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 航空旅客取扱施設

二 航空貨物取扱施設

三 航空機給油施設

（空港機能施設）

**第三条** 法第九条第一項第三号の両空港を利用する者の利便に資するためには、両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設

二 宿泊施設及び休憩施設

三 送迎施設

（空港用地の貸付けの条件）

**第四条** 法第十三条第三項の政令で定める貸付けの条件は、次に掲げるものとする。

一 貸付料

二 貸付期間

（空港用地の貸付けの条件の基準）

**第五条** 法第十三条第四項の政令で定める基準は、貸付料にあつては第一号に掲げる基準とし、貸付期間にあつては第二号に掲げる基準とする。

一 每事業年度の貸付料の額が、次のイ及びロに掲げる額の合計額として見込まれる額に相当する額を基準として定められているものであること。

イ 指定会社（法第十二条第一項第一号に規定する指定会社をいう。次条及び第七条第二項において同じ。）が当該事業年度の開始の日において負担している法第十二条第一項に規定する空港用地（ロにおいて單に「空港用地」という。）の整備に要した費用に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を、償還期間を同日から平成七十二年三月三十一日までの期間とし、利率を当該債務の平均利率（当該事業年度の当該債務に係る利子の額を当該債務の額で除して得た率をいう。）に相当する率として元利均等半年賦支払の方法により行うものとした場合における当該事業年度の償還額及び利子の支払額の合計額

ロ 当該事業年度における空港用地に係る租税及び管理費の合計額

二 貸付期間の満了の日が平成七十二年三月三十一日以後であること。

（法第十九条第二項の代わり社債券等の発行）

**第六条** 会社等（新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）又は指定会社をいう。以下この条において同じ。）は、社債券又はその利札を失った者に交付するために法第十九条第二項の代わり社債券又は代わり利札を発行する場合には、会社等が適當と認める者に当該失われた社債券又は利札の番号を確認させ、かつ、当該社債券又は利札を失った者に失ったことの証拠を提出させなければならない。この場合において、必要があるときは、会社等は、当該失われた社債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた社債券に附属する利札若しくは当該失われた利札について利子の支払をしたときは会社等及びその保証人たる政府が適當と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社等（会社等の保証人たる政府が当該償還若しくは買入又は利子の支払をしたときは、当該保証人たる政府）に対し補填することとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。

（法第二十三条第二項の代わり社債券の発行）

**第七条** 会社は、社債券を失った者に交付するために法第二十三条第二項の代わり社債券を発行する場合には、会社が適當と認める者に当該失われた社債券の番号を確認させ、かつ、当該社債券を失った者に失ったことの証拠を提出させなければならない。この場合において、必要があるときは、会社は、当該失われた社債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた社債券に附属する利札について利子の支払をしたときは会社及びその保証人が適當と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人が当該償還若しくは買入又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補填することとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。

2 前項の規定は、指定会社が、社債券を失った者に交付するために法第二十三条第三項において準用する同条第二項の代わり社債券を発行する場合について準用する。

### 附 則 抄

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第七条第一項の規定並びに次条及び附則第六条の規定、附則第十五条の規定（国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）第九条の二に一号を加える改正規定及び同令第九条の四に一号を加える改正規定に限る。）、附則第十八条の規定（国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十三条第一項に一号を加える改正規定及び同令第二項に一号を加える改正規定に限る。）、附則第二十七条の規定（公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第一条第一号の改正規定中「首都高速道路株式会社」の下に「新関西国際空港株式会社」を加える部分に限る。）、附則第二十八条の規定（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第一条の改正規定中「消防団員等公務災害補償等共済基金」の下に「新関西国際空港株式会社」を加える部分に限る。）、附則第三十条の規定（職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第一条に一号を加える改正規定及び同令第三十条に一号を加える改正規定に限る。）並びに附則第三十一条の規定（特定独立行政法人の役員の退職管理制度に関する政令（平成二十年政令第三百九〇号）第十六条に一号を加える改正規定に限る。）

法附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）

（株式に係る権利の帰属）

**第二条** 法附則第五条第十二項の会社の株式に係る権利については、政府が同条第八項の規定によるとおり出資（政府の保有する新関西国際空港株式会社（以下「関西空港会社」という。）の株式の出資

に限る。)によつて取得する会社の株式に係る権利にあつては当該株式の総数を財政投融资特別会計の投資勘定又は社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定からの出資の金額に応じて按分し、た数の株式に係る権利をそれぞれ財政投融资特別会計の投資勘定又は社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に、政府が同項の規定による出資(社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に所属する国有財産のうち大阪国際空港に係るもの)の出資に限る。)によつて取得する会社の株式及び同条第十一項の規定により政府に無償譲渡される会社の株式に係る権利にあつては社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に帰属させるものとする。

（確判義務の承認の時期）

**第三条** 法附則第六条第一項に規定する権利及び義務は、法の施行の時において会社が承継する。

**第四条** 法附則第六条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする  
一 國土交通大臣の所管に属する土地、建物、立木竹及び工作物（その土地に定着する物及び

の建物に附属する工作物を含む。) のうち國土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの以外のものに関する権利及び義務(アーリーフィー、リース、リースバック等の権利)

二、國土交通大臣の所管に属する物品のうち、國土交通大臣が指定するもの以外のものに関する権利及び義務

係るものに限る。以下「大阪国際空港に係る事務」という。)に係るものに關し國が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、國土交通大臣が指定するもの

**第五条** 法附則第六条第四項の政令で定める関係地方公共団体は、大阪府及び兵庫県とする。

(承継資産に係る評価委員の任命等)  
**第六条** 法附則第六条第七項の評価委員は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する。

二  
財務省の職員一人  
国土交通省の職員一人  
会社の役員一人  
一人

四 学識経験のある者二人 法附則第六条第七項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

法附則第六条第七項の規定による評価に関する庶務は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課において処理する。

(代表取締役等の選定等の決議の認可に関する経過措置)

（法人税法等の適用に関する経過措置）  
国土交通大臣は、前項の規定による申請があつたときは、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、法第二十条の認可をすることができる。

人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同条第七項の規定により評価委員が評価した価額をその承継の時における価額とみなす。

会社の法人税法第二条第十八条に規定する利益積立金額を計算する場合における法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九条の規定の適用については、同条中「第一号から第七号までに掲げる金額の」とあるのは、「第一号から第七号までに掲げる金額（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）附則第六条第三項（権利義務の承継等）の規定による承継（以下この項において「特定承継」という。）の日の属する事業年度後各事業年度にあつては、同条第三項の規定により承継した退職給付引当金勘定の金額（以下この項において「特定退職給付引当金勘定の金額」という。）を含む。」とのと、「第一号から第七号までに掲げる金額を」とあるのは、「第一号から第七号までに掲げる

金額（特定承継の日の属する事業年度にあつては、特定退職給付引当金勘定の金額を含む。）を「同日」とあるのは、「該開始の日」とする。

河川法（昭和三十九年法律第六百六十七号）第九十五条の規定により河川管理者とした協議に基づく占用	同法第二十四条の規定により河川管理者がした許可に基づく占用
4 施行日前に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により普通地方公共団体の長又は委員会が国に対して大阪国際空港に係る事務に關したした許可は、同項の規定により普通地方公共団体の長又は委員会が会社に対してした許可とみなす。	4 施行日前に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項又は第六十三条第一項本文の規定により国土交通大臣が國の機關に対し大阪国際空港に係る事務に關したした承認は、それぞれ、同法第五十九条第四項又は第六十三条第一項本文の規定により都道府県知事が会社に対してした認可とみなす。
5 施行日前に道路交通法施行令第十三条第一項（第九号に係る部分に限る。）又は第十四条の二第二号の規定により都道府県公安委員会が國の申請に基づき指定した自動車（大阪国際空港に係る事務に係るものに限る。）は、それぞれ、これらの規定により都道府県公安委員会が会社の申請に基づき指定した自動車とみなす。	5 施行日前に道路交通法施行令第十三条第一項（第九号に係る部分に限る。）又は第十四条の二第二号の規定により都道府県公安委員会が國の申請に基づき指定した自動車（大阪国際空港に係る事務に係るものに限る。）は、それぞれ、これらの規定により都道府県公安委員会が会社の申請に基づき指定した自動車とみなす。
第十二条 施行日前に次の表の上欄に掲げる法令の規定により同表の下欄に掲げる者が関西空港会社に対してした届出は、それぞれ、同表の上欄に掲げる法令の規定により同表の下欄に掲げる者が会社に対してした届出とみなす。	第十二条 施行日前に次の表の上欄に掲げる法令の規定により同表の下欄に掲げる者が関西空港会社に対してした届出は、それぞれ、同表の上欄に掲げる法令の規定により同表の下欄に掲げる者が会社に対してした届出とみなす。
第一条 道路交通法施行令第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第十四条の二第一号	第一条 道路交通法施行令第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第十四条の二第一号
2 施行日前に次の表の上欄に掲げる法律の規定により同表の下欄に掲げる者が関西空港会社に対してした許可又は免許は、それぞれ、同表の上欄に掲げる法律の規定により同表の下欄に掲げる者が会社に対してした許可又は免許とみなす。	2 施行日前に次の表の上欄に掲げる法律の規定により同表の下欄に掲げる者が関西空港会社に対してした許可又は免許は、それぞれ、同表の上欄に掲げる法律の規定により同表の下欄に掲げる者が会社に対してした許可又は免許とみなす。
3 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条ただし書	3 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条ただし書
電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第四条	電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第四条
道路法第三十二条第一項	道路法第三十二条第一項
海岸法（昭和三十一年法律第一号）第七条第一項	海岸法（昭和三十一年法律第一号）第七条第一項
3 施行日前に道路交通法施行令第十三条第一項（第一号の三及び第九号に係る部分に限る。）又は第十四条の二第二号の規定により都道府県公安委員会が関西空港会社の申請に基づき指定した自動車は、それぞれ、これらの規定により都道府県公安委員会が会社の申請に基づき指定した自動車とみなす。	3 施行日前に道路交通法施行令第十三条第一項（第一号の三及び第九号に係る部分に限る。）又は第十四条の二第二号の規定により都道府県公安委員会が関西空港会社の申請に基づき指定した自動車は、それぞれ、これらの規定により都道府県公安委員会が会社の申請に基づき指定した自動車とみなす。
第十三条 法附則第六条第二項の規定により、法附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第十八条第一項の社債に係る債務の全部又は一部を承継した会社が、関西国際空港株式会社債券（当該社債に係る社債券をいう。次項において同じ。）を失つた者に交付するためには、法第十九条第二項中「社債券又はその利札を失つた者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置機構に対するその業務（大阪国際空港に係るものに限る。）に關しした許可は、同項の規定により普通地方公共団体の長が会社に対してした許可とみなす。	第十三条 法附則第六条第二項の規定により、法附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第十八条第一項の社債に係る債務の全部又は一部を承継した会社が、関西国際空港株式会社債券（当該社債に係る社債券をいう。次項において同じ。）を失つた者に交付するためには、法第十九条第二項中「社債券又はその利札を失つた者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置機構に対するその業務（大阪国際空港に係るものに限る。）に關しした許可は、同項の規定により普通地方公共団体の長が会社に対してした許可とみなす。